# 農地法第4条・第5条許可申請添付書類

この添付書類は、みどり市地内の農地について、農地法に基づく申請を行う場合であるので、群馬県下統一でないことを承知置きください。

みどり市農業委員会

## ◆ **農地法第4・5条許可申請**(自己所有農地の転用、農地転用の売買・贈与・交換・賃貸借等)

<u> </u>	農地法第4・5条許可申請(自己	2所有農地の転用、農地転用の売買・贈与・交換・賃貸借等)
	書 類 名	備
1	申請書 法第4条(様式3-1)	(様式 3-1) 自分の農地を転用する場合
	法第5条(様式3-2)	(様式 3-2) 農地を買って(又は借りて)転用する場合
	続 紙 (様式 3-3)	
2	住民票の抄本	譲受人
3	法人の登記事項証明書及び定款、	法人の場合
	寄付行為又は規約の写し	※定款、寄付行為、規約の写しについては、法人代表者の原本証明が必要
4	宅建免許の写し	譲受人が建売業者の場合
5	土地全部事項証明書(登記簿謄本)	
6	申請に係る土地の地番を表示する	公図の写し等で申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者名、
	図面	耕作者名を記入したもの
7	位置図(縮尺 10,000 分の 1 程度)	役所、駅、その他最寄りの公共施設から申請地までの直線距離を表示
8	付近状況図	申請地を中心とした半径 500mの範囲の状況を示すこと(国・県道の路線
	(縮尺 2,500 分の 1 程度)	名及び河川名等を表示する)
		建築しようとする建物又は施設の面積、位置を表示する図面で道路(認定
9	建物施設配置図	道路は認定番号)・用排水計画等を附記したもの
	(縮尺 500 分の 1 程度)	※道路(幅員 4m以上)の沿道に水管・下水道管又はガス管が埋設されて
		いる場合は附記する
10	排水計画図	汚水・家庭雑排水の処理計画及び処理工法図
11	平面図	建築物の平面図(建築面積又は延床面積を記載)
12	縦断図・横断図	地下資源採取及び一時転用による埋立・盛土の場合
13	所有者の同意があったことを証す る書面	所有権以外の権限に基づいて申請をする場合
14	耕作者等の同意があったことを証	申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権等転用行為の妨
	する書面	げとなる権利を有する者がいる場合には、その者の同意書
15	単独申請行為該当事由を証す書面	連署しないで法第5条の規定による許可申請をする場合(競売期日の調 書、公売の売却決定通知書、遺言書等の写し)
		申請者が土地全部事項証明書に記載された所有名義と異なる場合
16	所有者であることを証する書面	(例) 相続が未登記の場合 → 戸籍謄本等
		住所変更の場合 → 住民票抄本等
17	関連する許認可等があったことを	当該事業に関連して法令の定めるところにより許認可等を要する場合に
	証する書面の写し	おいて、これを了しているときはその旨を証する書面の写し
-	土地改良区の意見書	申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合
19	水利権者・漁業権者・その他関係権 利者の同意書	同意を要する場合に限る
20	転用行為を行うのに必要な資力等 を確認する書面	融資証明書・残高証明書・議決予算書等
21	農地復元計画書	一時転用の場合に限る
00	フのゆ名老しよっていた中年	農業委員会、知事が必要と認めて提出を求めた場合
22	その他参考となるべき書類	(例) 青地を農業用施設等に転用…市担当部局よりの書面
23	除外申請承認通知書の写し又は、	※農振法で除外されていない農用地(青地)に該当するときは、受付でき
	農用地区域内・外確認書	ない場合もあります。
24	委任状(確認事項を含む)	行政書士等の代理人が行う代理申請の場合

## ◆ 農地法第4条・第5条

 $1 \sim 24$  の順に該当するものを順次添付。

### ◆ その他

- ① 証明書等は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- ② 申請書には申請人等(申請人、譲受人及び譲渡人等)の押印**(行政書士が代理人申請する場合は、行政書士印のみで申請人の押印は不要)**が必要になります。また、申請書の補正も考えられますので、上部枠外に捨印を押印してください。
- ③ 転用申請(法第4条・5条)の場合は、**現地調査を行うため、申請地に札**(事務局に用意してあります)を立てておいてください。
- ④ 転用申請(法第4条・5条)の場合は、文化財課へ《**埋蔵文化財関係の届出書**》を提出してください。また、《**農業委員会及び市からのお願い事項**》について承知した旨を記入のうえ申請書に添付してください。
- ⑤ 申請書に、申請人及び代理人の連絡先(電話番号)を記入してください。
- ⑥ 申請書提出先 ⇒ みどり市農業委員会事務局 (農林業センター)

## ◆ 太陽光発電設備の設置を目的とする転用申請を行う場合(R2.10.1~)

※令和2年10月1日より「みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例」が施行され、条例の規定により許可が必要な場合もありますので、必ず建築住宅課に事前相談して下さい。事前相談の前に、「確認書」(申請書各種様式2-08)をダウンロードして下さい。建築住宅課のHPにある「事前協議及び許可申請等の手引き」を参考に「許可が必要な地区」について該当するかどうかをご確認の上、確認書の申請者チェック欄に記入し、建築住宅課に事前相談する際にご持参下さい。建築住宅課で確認者チェック欄に記入した後、確認書をお渡ししますので転用申請の際に添付して下さい。「みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例」の許可が必要な場合は、許可通知書を添付して下さい。経済産業省「事業計画認定通知書」及び東京電力「受給契約申込書」を添付して下さい。

#### ◆ みどり市土地開発事業指導要綱に該当する場合

※申請地がみどり市土地開発事業指導要綱(開発区域内の面積が 1,000 ㎡以上となる一団の土地開発等)に該当する場合は、<u>転用申請の際に、みどり市土地開発事業指導要綱事前協議確認書を</u>添付の上、転用申請して下さい。

※農地転用申請受付期間については、年間予定表をご覧ください。

不明な点は、みどり市農業委員会事務局までお問い合わせください。 電話 0277-76-2111代・76-1939(ダイヤルイン)・ FAX 76-1780